

平成二十二年十一月十二日受領
答弁第一二二三号

内閣衆質一七六第一二三号

平成二十二年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 仙谷 由人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土における日口首脳会談の実施に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土における日口首脳会談の実施に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する質問に対する答弁書

一について

北方四島は、我が国固有の領土であるが、我が国は、現在、北方四島に対する管轄権の一部を事実上行使できない状況にある。

二について

北方領土への訪問については、菅直人内閣総理大臣及び前原誠司外務大臣が御指摘の枠組みを利用して北方領土を訪問する具体的な考えはない。また、馬淵澄夫内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）は、来年度の四島交流の日程等を勘案して適切に判断する考えである。

三及び八について

四島交流は現島民との相互理解の増進を目的とした枠組みであり、首脳会談のための訪問をこの枠組みの下で行うことは想定されていない。

四について

今回のメドヴェージェフ・ロシア連邦大統領の国後島訪問は、北方領土問題に関する我が国の立場に影響を及ぼすものではないと考えている。

五から七までについて

お尋ねの点について具体的にお答えすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。いずれにせよ、政府としては、平成二十二年九月二十九日に前原誠司外務大臣からベールイ駐日ロシア連邦大使に対して行った申入れを含め、様々なレベルでロシア側に対して我が国の立場を伝達してきたところである。